

## 資料 1－2

### 中央鉱山保安協議会会長の互選について

当協議会会長の任期が満了したことから、鉱山保安法第 56 条第 1 項に基づき、学識経験を有する委員の中から会長を互選する。

#### 【参考】

##### ○鉱山保安法（抜粋）

- 第五十六条 中央鉱山保安協議会及び地方鉱山保安協議会に、それぞれ会長を置き、  
学識経験のある者である委員のうちから、委員が互選する。
- 2 会長は、会務を総理する。
  - 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。